

# 台風等非常時における授業の取扱いについて

県立広島大学三原キャンパス教学課

台風の接近、その他不測の事態が生じた場合において、県立広島大学三原キャンパスで行う授業（定期試験を含む。以下「授業」という。）の実施が困難な場合における授業等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## 1 授業の取扱い

### (1) 休講措置

次のいずれかに該当する場合は、原則として直ちに休講措置を講じる。

- ア 広島地方気象台から三原市に「特別警報」又は「暴風警報」のいずれかが発表された場合
- イ 三原市から新倉地域、頼兼地域、宮浦地域又は皆実地域に「避難指示」（警戒レベル4）以上が発令された場合
- ウ 次のいずれかの公共交通機関に運転見合わせが見込まれる場合
  - (ア) J R 山陽本線又は J R 山陽新幹線の三原駅を含む区間
  - (イ) 芸陽バス頼兼線
- エ その他学部長が必要と認める場合

### (2) 授業の実施（再開）

上記(1)アからエまでのいずれにも該当しなくなった場合は、次のとおり授業を実施（再開）する。

- ア 午前6時30分時点で該当しなくなった場合は、1時限の授業から実施する。
- イ 午前10時時点で該当しなくなった場合は、3時限の授業から実施する。

### (3) 地震の発生に伴う休講措置

三原市において「震度5強」以上の地震が発生した場合は、次のとおり休講措置を講じる。

- ア 午後11時59分までに発生した場合は、翌日の授業は休講とする。
- イ 午前零時から午前9時（1時限の授業開始時刻）までに発生した場合は、当日の授業は休講とする。
- ウ 授業開始後に発生した場合は、直ちに休講とする。

### (4) 休講措置に伴う補講

休講となった授業は、原則として補講を行うこととする。

### (5) 他キャンパス発信の遠隔講義の場合

遠隔講義の実施の有無にかかわらず、三原キャンパスでは上記の扱いとし、補講等については、後日調整を行う。

### (6) 学外臨床実習の取扱い

実習担当教員は、コース長と協議しながら各実習施設の状況等により休講等の措置を決定し、コース長はこのことを学部長に報告する。

## 2 その他の緊急事態

- (1) その他の緊急事態が発生し、授業の実施に支障があると認められる場合の休講等の措置については、学部長が決定する。
- (2) 学部長が不在等により(1)の決定ができない場合は、副学部長が決定する。

### 3 休講措置の周知方法等

- (1) 学生及び教職員は、地方自治体（広島県、三原市）のホームページや、マスメディア等により警報発表状況等を確認し、適切に対応すること。
- (2) 教学課は、掲示、Eメール、学生用ポータルサイト、学内放送等により速やかに学内に周知する。
- (3) 教学課は、休講となる授業の非常勤講師に対して、速やかに周知する。

#### 附 則

この取扱いは、平成 25 年 8 月 30 日から適用する。

#### 附 則

この取扱いは、平成 30 年 9 月 25 日から適用する。

#### 附 則

この取扱いは、令和 5 年 8 月 25 日から適用する。